

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年三月十三日奈良県指令建第一一〇―五四号

令和五年十月十六日奈良県指令建第一一〇―五四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月十一日建第一〇二三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十二月十一日建第五八七〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新堂町一八九番一の一部、一八九番三の一部、一九〇番一、一九〇番二、一九一番一、一九一番二、一九二番一、一九三番一、一九四番七、一九四番八、一九五番一、一九六番一、一九七番一、一九七番二の一部、二〇一番一、二〇二番一、二二三番一、二二三番七、二二三番八、二二四番、二二五番一の一部、二二五番二の一部、二二六番の一部、二二七番の一部、二二八番の一部、二二九番一の一部、二二九番二の一部、二二九番三の一部、二三〇番一の一部、二三〇番二の一部、二三〇番三の一部、二三一番一、二三一番二の一部、二三一番三の一部、二三一番四の一部、二三二番の一部、二三三番の一部、二三四番、二三五番、二三六番の一部、二三七番の一部、二三八番一の一部、二二九番一の一部、二五一番の一部、二五二番一の一部、二五三番一の一部、二五三番二の一部、二五四番一の一部、二五五番の一部、二五六番の一部、二五七番一の一部、二五七番二の一部、二五七番三の一部、二五八番一、二五八番二、二五八番三、二五八番四、二五九番一、二五九番二、二六〇番一、二六〇番四、三五四番一の一部、三五四番五、三五四番六、三五五番一、三五五番三の一部、三五五番五、三五五番六、三五六番一の一部、三五七番一の一部、三五八番一の一部、三五九番一の一部、三六〇番一の一部及び三六一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市新堂町一八九番一、一八九番三、一九〇番一、一九〇番二、一九一番一、一九一番二、一九二番一、一九三番一、一九四番七、一九四番八、二二三番一、二二三番七、二二三番八、二二四番、二二五番一、二二五番二、二二六番、二二七番、二二八番、二二九番一、二二九番二、二二九番三、二三〇番一、二三〇番二、二三〇番三、二三一番一、二三一番二及び二三二番の各一部

緑地 檀原市新堂町一八九番一、一八九番三、一九〇番一、一九〇番二、一九一番一、一九一番二、一九二番一、一九二番二、一九三番一、一九四番七、一九四番八、一九五番一、一九六番一、一九七番一、一九七番二、二〇一番一、二〇二番一、二二三番一、二二三番七、二二四番、二二五番一、二二五番二、二二六番、二二七番、二二八番、二二九番三、二三〇番一、二三〇番二、二三〇番三、二三一番一、二三一番二、二五九番二及び二六〇番四の各一部

水路 檀原市新堂町一八九番一、一八九番三、一九〇番一、一九〇番二、一九一番一、一九一番二、一九二番一及び一九三番一の各一部

一 許可番号

令和五年八月十四日奈良県指令建第一二二―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月十一日建第一〇二三―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

七番 天理市稲葉町二五三番一、二五四番、二五五番一、二五五番二、二五六番及び二五七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山辺郡山添村大字三ヶ谷四四六番地  
株式会社花の大和ホールディングス 代表取締役 吉田明史

一 許可番号

令和五年八月二十九日奈良県指令建第一一二一五九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月十二日建第一〇二三二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十二月十二日建第五八七一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原萩原元萩原八八七番一、八八七番二、八八七番三、八八七番四及び八八

七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市榛原萩原二八四三番地二六

株式会社かわむら 代表取締役 川村真

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 宇陀市榛原萩原元萩原八八七番一

下水道 宇陀市榛原萩原元萩原八八七番一の一部